

インターフェース仕様書解説書  
保険者編

平成16年4月

# インタフェース仕様書解説書保険者編加除表

<加除第1号>

(内容現在 平成16年4月1日)

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
1	1 2 3 4	ページ番号 2 1.1.2(4)  設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間： 1ヶ月未満～12ヶ月(+1 ヶ月)  3ヶ月～12ヶ月(+1ヶ月)	2	同	ページ番号 2 1.1.2(4)  組み合わせの表内に要介護状 態区分コードを追加  設定可能な認定有効期間及び 支給限度管理期間： 平成16年3月以前は1ヶ月 未満～12ヶ月(+1ヶ月) 平成16年4月以降は1ヶ月 未満～24ヶ月(+1ヶ月) 平成16年3月以前は3ヶ月 ～12ヶ月(+1ヶ月) 平成16年4月以降は3ヶ月 ～24ヶ月(+1ヶ月)	2

1 台帳管理業務

1.1 項目設定時の留意事項

以下に入力情報の項目設定時に特に注意が必要な項目について記載する。

1.1.1 保険者インタフェース共通留意事項

(1) 同一異動連絡票情報内のデータの順序については特に定めない。(被保険者番号順等に整列されていなくとも良い)

(2) 「英数」属性の項目に半角の空白が設定されている場合は、以下のルールにより格納される。「漢字」属性の項目に全角の空白が設定されている場合も同様となる。

例

システム格納前(入力情報)	システム格納後
“ ”	“ ”
“ ”	“ ”
“ A B C D 1 2 3 ”	“ A B C D 1 2 3 ”
“ A B C D 1 2 3 ”	“ A B C D 1 2 3 ”
“ A B C D 1 2 3 ”	“ A B C D 1 2 3 ”

注)表中の“ ”は空白1文字を表す

(3) 「数字」属性の項目に半角の“0”が設定されている場合は、単位数、日数を意味する項目を除き、以下のルールにより格納される。

例

システム格納前(入力情報)	システム格納後
“0”	“ ”
“000000000000000000”	“ ”
“1234567000000000”	“1234567000000000”
“000000001234567”	“000000001234567”
“1234000000000567”	“1234000000000567”

(4) 既に国保連合会に提出している情報について、設定を初期化する項目の先頭1桁に半角の“\*”を入力することにより、項目毎に設定を初期化することができる。(但し、保険者番号等、キーとなる項目は除く)

例

既に提出している情報	変更の異動連絡票情報	システム格納後
123456	123456	123456
20000401	20000501	20000501
“XXホケンシャ”	“XXホケンシャ”	“XXホケンシャ”
“XX保険者”	“XX保険者”	“XX保険者”
“123(456)7890”	*	

1.1.2 受給者異動連絡票情報

- (1) 項番2「異動年月日」は保険者異動連絡票情報を国保連合会のシステムが受け付けた日以降の日付を設定する。(保険者異動連絡票情報の処理以前に受給者異動連絡票情報を処理することはできない)
- (2) 項番3「異動区分コード」は要介護認定時等、新規に届けられた場合のみ“1：新規”とする。既に届けられた内容について国保連合会とのインタフェースに関わる項目について変更があった場合には“2：変更”とする。他の保険者への転居や死亡等により被保険者資格を喪失した場合には“3：終了”とする。  
 被保険者が転出し、“3：終了”となった以降に再転入した場合、同じ被保険者番号にて“1：新規”の異動連絡票情報を作成することが可能。(平成12年7月処理分より)但し、直前の異動区分“3：終了”情報の異動年月より異動区分“1：新規”情報の異動年月は翌月以降であること。(同一月内での“終了” “新規”は不可)
- (3) 項番3「異動区分コード」が“3：終了”の場合は、項番11「資格喪失年月日」を合わせて設定する。
- (4) 項番3「異動区分コード」、項番4「異動事由」及び、項番20「要介護状態区分コード」で可能な組み合わせについては以下の通り。

異動区分コード	異動事由	要介護状態区分コード	設定可能な認定有効期間及び支給限度管理期間
1：新規	01：受給資格取得	要支援 要介護	3ヶ月～6ヶ月(+1ヶ月)
	04：合併による新規	要支援	1ヶ月未満～12ヶ月(+1ヶ月)
		要介護	平成16年3月以前は1ヶ月未満～12ヶ月(+1ヶ月) 平成16年4月以降は1ヶ月未満～24ヶ月(+1ヶ月)
99：その他異動	要支援 要介護	3ヶ月～6ヶ月(+1ヶ月)	
2：変更	03：広域連合における受給者の市町村間異動(政令市における受給者の区間異動)	要支援	3ヶ月～12ヶ月(+1ヶ月)
		要介護	平成16年3月以前は3ヶ月～12ヶ月(+1ヶ月) 平成16年4月以降は3ヶ月～24ヶ月(+1ヶ月)
	99：その他異動	要支援 要介護	3ヶ月～12ヶ月(+1ヶ月) 平成16年3月以前は3ヶ月～12ヶ月(+1ヶ月) 平成16年4月以降は3ヶ月～24ヶ月(+1ヶ月)
3：終了	02：受給資格喪失	要支援	3ヶ月～12ヶ月(+1ヶ月)
		要介護	平成16年3月以前は3ヶ月～12ヶ月(+1ヶ月) 平成16年4月以降は3ヶ月～24ヶ月(+1ヶ月)
	99：その他異動	要支援	3ヶ月～12ヶ月(+1ヶ月)
		要介護	平成16年3月以前は3ヶ月～12ヶ月(+1ヶ月) 平成16年4月以降は3ヶ月～24ヶ月(+1ヶ月)

(+1ヶ月)は月途中適用開始である場合

- ( 5 ) 項番 5 「証記載保険者番号」は保険者が広域連合または政令市の場合、被保険者が所在する市町村または行政区の番号を設定する。保険者が単独保険者の場合は保険者番号を設定する。
- ( 6 ) 項番 6 「被保険者番号」は 1 保険者内で一意となるように設定する。広域連合または政令市においても広域連合または政令市を構成する全ての市町村または行政区で一意となるように設定する。
- ( 7 ) 項番 1 4 「公費負担者番号」は生活保護受給者で福祉事務所からの異動情報提出時のみ設定する。また、項番 3 「異動区分コード」が “ 2 : 変更 ” または “ 3 : 終了 ” の場合においても、当該受給者が生活保護受給者であることを特定する為に設定する必要がある。当該項目は保険者から提出される情報には設定しない。
- ( 8 ) 項番 1 5 「広域連合 ( 政令市 ) 保険者番号」は項番 3 「異動区分コード」が “ 2 : 変更 ” または “ 3 : 終了 ” の場合においても、当該受給者にかかわる保険者 ( 広域連合または政令市 ) を特定する為に設定する必要がある。
- ( 9 ) 新規の受給者異動連絡票情報において項番 1 9 「みなし要介護区分コード」が “ 2 : みなし認定 ( 旧措置入所者 ) ” 以外で、要介護認定時 “ 0 1 : 非該当 ” となった場合は異動情報を作成しない。
- ( 1 0 ) 項番 3 3 「公費負担上限額減額の有無」は生活保護対象の介護保険被保険者の場合 “ 2 : 有り ” を設定、それ以外の場合 “ 1 : 無し ” を設定する。
- ( 1 1 ) 項番 3 8 「減免申請中区分コード」は利用者・旧措置入所者利用者負担 ( 項番 3 9 ~ 4 2 )、標準負担・特定標準負担 ( 項番 4 3 ~ 4 6 ) の何れか又はその両方にかかわる減免等がある場合に設定する。
- ( 1 2 ) 項番 4 4 「標準負担・特定標準負担負担額」は日額を設定する。
- ( 1 3 ) 項番 3 8 「減免申請中区分コード」は、受給者が利用者負担の減免等を申請し、当該申請月内に保険者が決定できない場合は、申請月の異動情報に “ 2 : 申請中 ” を設定する。その後、申請月の翌月以降 ( 決定月 ) に決定した場合は “ 3 : 決定済み ” を設定し、申請が却下された場合等については “ 1 : 申請無し ” を設定する。  
利用者負担の減免等の申請が無い場合は何も設定しない。
- ( 1 4 ) 項番 2 7 ~ 2 9 及び項番 3 0 ~ 3 2 は「要介護状態区分コード」が “ 0 1 : 非該当 ” の場合は設定不要。

(15) 項番2「異動年月日」には当該受給者情報に関わる内容の登録及び変更が効力を生じる年月の属する日を設定する。受給者情報が申請時の翌月以降に決定し、その効力が申請時に遡って生じる場合、異動年月日には申請日の属する日の申請日以降の日を設定する。

要介護認定申請が申請日の翌月に認定される場合の設定例



#### 異動連絡票情報作成例

保険者番号	異動年月日	異動区分	異動事由	被保険者番号	要介護状態区分	居宅介護支援事業所番号	認定有効開始日	認定有効終了日	..
141003	20000410	1:新規	01:取得	0000000010	2 1	1420045678	20000410	20001031	..

要介護認定の変更が申請日の翌月に認定され、同月に居宅介護支援事業所を変更した場合の設定例



#### 異動連絡票情報作成例 - 1

保険者番号	異動年月日	異動区分	異動事由	被保険者番号	要介護状態区分	居宅介護支援事業所番号	認定有効開始日	認定有効終了日	申請中区分	..
141003	20000610	2:変更	99:その他	0000000010	2 1		20000415	20001031	2:申請中	..
141003	20000705	2:変更	99:その他	0000000010	2 1	1410012345	20000415	20001031	2:申請中	..
141003	20000611	2:変更	99:その他	0000000010	2 2		20000610	20001231	3:決定済	..

上記の場合、異動年月日には要介護認定の変更が決定した情報( )については申請時に遡り、申請日が属する月の当該要介護認定変更申請日以降の日付(申請日+1以降)を設定する。

又、上記例では7月に居宅支援事業所の変更と要介護認定の決定が行われているが、区分変更申請が決定された時点で、居宅支援事業所の変更情報に対して訂正連絡票にて決定した要介護認定内容を反映させる必要がある。

このとき、7月末に当月分の異動連絡票情報を一括して作成するのであれば、居宅支援事業所の変更に対する異動連絡票情報( )にも決定した要介護認定内容を反映させることも可能。